

第1 大崎市地域防災計画における基本方針と防災ビジョン

市では、東日本大震災により、市の被災と応急活動の反省から、改めて災害に強いまちづくりを進める必要性を認識しました。

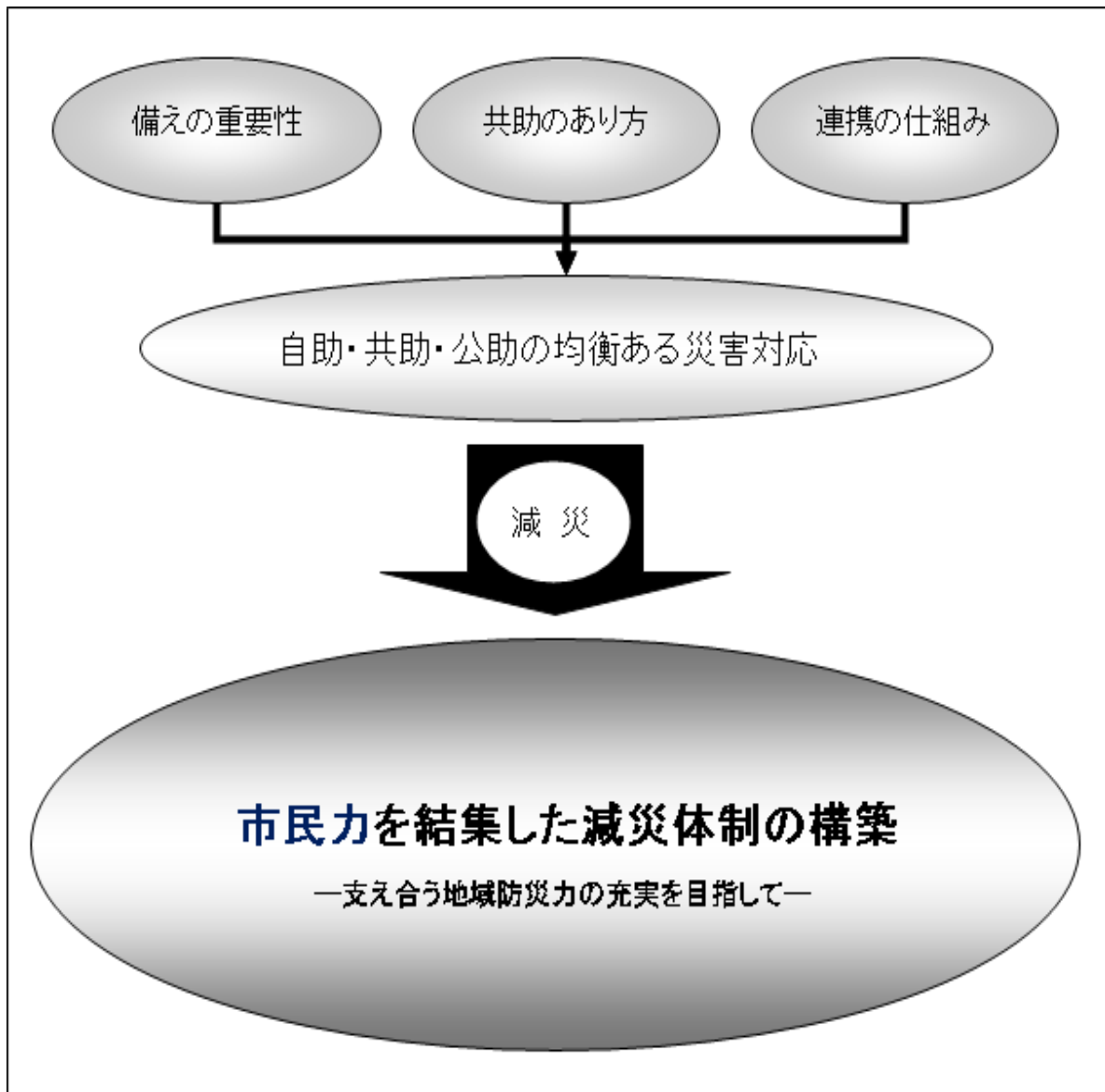
そのため、

- ①自分と家族の身を自分の努力で守る「自助」
- ②地域や近隣の人がお互いに協力し合う「共助」
- ③減災を基本とした災害に強いまちづくりや防災体制の整備強化による応急対策の充実などの「公助」

が適切に役割分担されている防災協働社会の実現を防災の基本方針とします。

この防災の基本方針に基づき、減災に主眼をおいた安全・安心なまちづくりを実現するため、「市民力を結集した減災体制の構築—支え合う地域防災力の充実を目指して—」を防災ビジョンとします。

防災ビジョンは、市民、自主防災組織、地域、企業、そして行政機関それぞれが「備えの重要性」を認識し、お互いに「共助のあり方」を考え、「連携の仕組み」を作り上げ、自助・共助・公助の均衡ある災害対応を行うための目標となるものです。



第2 自主防災組織の役割（震災対策編）

自主防災組織については、災害対策基本法第5条第2項（市町村の責務）の規定により、「市町村長は、自主防災組織の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない」と明記されています。このため、市は、自主防災組織の平常時の活動や災害時の活動が機能するよう、組織の充実に向けた支援を行う一方で、自主防災組織においても、各組織のスキルアップを図ることが大切です。

自主防災組織が、災害による被害の軽減や拡大防止を図るために、平常時から実施する活動及び地震発生時に実施する活動の主な例は次のとおりです。

1 平常時の活動

- (1) 防災訓練
情報収集訓練，消火訓練，避難訓練，救出・救護訓練等を実施して，迅速かつ的確な行動を身に付ける。
- (2) 防災知識の普及
市民一人ひとりの備え及び災害時の的確な行動がとれるよう，講習会等を開いて防災に対する正しい知識の普及を図る。
- (3) 防災用資機材の整備・点検
自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため，活動に必要な資機材を組織として整備することに努め，また，整備した資機材については日頃から点検を実施し，非常時の早急な使用に対応できるよう保管する。
- (4) 災害時要援護者の情報把握と共有
民生委員・児童委員や地域住民等の協力を得ながら，災害時要援護者の了解を得た上で，平常時より災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との情報共有に努める。

2 平常時から実施する活動の主な例

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 実践的な防災訓練の実施② 防災マップの作成（避難所・避難路の確認，地域の危険箇所の把握等）③ 防災知識の普及④ 防災講習会の開催⑤ 防災資機材の整備・点検⑥ 防災リーダーの育成⑦ 災害時行動マニュアルの整備⑧ 災害時要援護者の把握 |
|--|

3 地震発生時の活動

- (1) 情報の収集・伝達
自主防災組織は，地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに，防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し，的確な応急活動を実施するため，あらかじめ次の事項を決めておきます。
 - ア 地域内の被害情報の収集方法
 - イ 連絡を取る防災関係機関
 - ウ 防災関係機関との連絡方法
 - エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

- (2) 出火防止及び初期消火
各家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。
- (3) 救出・救護活動の実施
崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。
また、自主防災組織において救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の医療を必要とする者がいるときは病院等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。
- (4) 避難の実施
被害の状況により自主避難が必要な場合や、市長の避難勧告又は警察官等から避難指示が出された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難所に誘導する。その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するよう配慮する。
- (5) 避難所運営への参画と給食・救援物資の配布及びその協力
被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。
これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、避難所運営に参画して自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

4 地震発生時に実施する活動の主な例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 組織本部の設置・運営及び各班との連絡調整 ② 情報収集と組織内の情報共有化 ③ 市災害対策本部または各総合支所との連絡調整 ④ 出火の防止と初期消火活動の実施 ⑤ 救出・救護活動の実施 ⑥ 地域住民の避難誘導と安全確保 ⑦ 地域住民の安否確認及び被害状況の把握 ⑧ 大規模災害時における避難所運営への参画と炊き出しの実施 ⑨ 災害時要援護者の避難を支援 |
|--|

5 自主防災組織等による避難所の開設と運営

市は、大規模災害時に危険を回避するため、市民等が一時的に避難する場所をあらかじめ定めておくとともに、家屋の倒壊や焼失等により住居を喪失した市民等を保護するため、小中学校や総合体育館等を避難所として指定します。

避難所の開設と運営に当たっては、施設管理者の協力を得ながら、市・自主防災組織・地域団体・避難者等の協働によるものとします。

(1) 避難場所の位置付け

<p>○災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所で、小中学校の校庭や公園、集会所前の広場などを市があらかじめ定めておきます。</p>
--

(2) 避難所の区分と位置付け

区 分	位置付け
1. 指定避難所	<p>○大規模災害により住居が全・半壊したり、火災等により救助を必要とする市民等が避難する施設で、小中学校や総合体育館等を市が指定する。</p> <p>○局地的な災害を考慮し、古川地域を除く他の地域にあっては、小学校の通学区域単位に概ね1箇所の指定避難所を指定する。</p> <p>○各指定避難所の開設の判断は災害対策本部で行うが、避難所の開設及び運営については、施設管理者の協力のもと、市・自主防災組織・地域団体・避難者等の協働によるものとする。</p> <p>〈災害時要援護者への配慮〉</p> <p>○常時介護や援助は必要としないが、何らかの特別な配慮を必要とする市民等に対しては、指定避難所の教室等を利用する。</p>
2. 一時避難所	<p>○災害時の危険を回避するために市民等が避難する施設で、地区の公民館や集会所等を市が指定する。</p> <p>○市内において震度6弱以上を観測する地震が発生したときや、市長から「避難勧告」「避難指示」が発令されたときなどに自主防災組織等が開設し、施設管理者の協力のもと、自主防災組織・地域団体・避難者等の協働により、避難所の開設と運営を行う。</p> <p>○市から供給する食料・物資等は、指定避難所までの配送となるため、必要に応じ、自主防災組織等は最寄りの指定避難所や市が指定する集積場所で食料・物資等を受領する。</p> <p>○開設期間は、災害による危険が回避されるまで、またはライフラインが復旧するまでを目安とし、閉鎖後、避難者で住居を喪失した市民等については指定避難所へ移動する。</p>
3. 福祉避難所	<p>○指定避難所での避難生活が困難となる場合（階段の昇降・トイレ・避難の長期化など）は、保健福祉センターを活用する。</p> <p>○災害時における宿泊施設等の使用に関する協定に基づき、温泉旅館等の宿泊施設についても積極的に活用する。</p>
①常時介護は必要としなが、避難所において何らかの特別な配慮を必要とする市民等が対象	
②障害者手帳の交付を受けているか、要介護認定3～5に該当し、常時介護・援助を必要とする市民等が対象	<p>○災害時における要援護者の受け入れ等の協力に関する協定に基づき、市内の障害者入所施設、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等を利用する。</p>

(3) 避難所を開設するとき

避難所を開設するときの判断基準の目安は、次のとおりとする。

ア 市内において震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。

イ 震度5強以下を観測する地震またはその他の災害において、市長（災害対策本部長）が避難所を開設する必要があると認めたとき。

ウ 市長から「避難勧告」「避難指示」が発令されたとき。

エ 上記にかかわらず、災害の状況に応じて、自主防災組織等が一時避難所の開設や避難所に指定されていない集会所等に自主避難する必要があると認めたとき。

なお、一時避難所の開設や指定されていない集会所等に自主避難する場合は、事前に施設の安全を十分に確認する。また、市民等の避難状況の把握や食料・物資の救援体制等を構築するため、一時避難所の開設または集会所等に自主避難した場合には、自主防災組織等は市に遅滞なく報告するものとする。

(4) 一時避難所の組織体制（例）

一時避難所を運営・管理するための組織体制の例は次のとおりである。

担 当	業務内容等
1. 運営委員長	○避難所の開設と閉鎖の決定に関すること ○避難所の運営・管理に関する統括 ○運営委員会の開催に関すること
2. 運営副委員長	○運営委員長の補佐に関すること
3. 運営委員 (例：行政区長，町内 会長，民生委員・児 童委員等)	○避難所の運営・管理に関する重要事項を審議すること ○上記の事項に関し，運営委員長に意見を述べること
4. 総務・情報担当	○避難所内の事務スペースの確保 ○避難者名簿の整理と管理に関すること ○災害情報等の収集・整理と避難者への情報提供に関する こと ○市災害対策本部等との連絡調整に関すること
5. 避難者援護担当	○避難者の生活支援に関すること ○ボランティア等との連携に関すること
6. 物資供給担当	○備蓄物資の管理及び支給に関すること ○救援物資の受け入れ，整理・管理，配給に関すること ○炊き出しに関すること ○飲料水の確保と配給に関すること
7. 救護・衛生担当	○避難者の健康チェックと医療機関等との連絡調整 ○トイレ，ごみ集積所等の清掃に関すること ○避難所内の衛生管理に関すること

(5) 一時避難所の開設・運営の手順（例）

時系列	手順内容等
1. 大規模地震災害の発生	
2. 運営委員会の開催	○「(3) 避難所を開設するとき」の判断基準を参考に一時避難所の開設を決定
3. 避難所施設の解錠	
4. 避難所の安全確認	○電気、ガス、水道、建物（柱や壁の亀裂、ガラスの破損状況等）の安全確認
5. 避難所の開設	○既に避難者がいる場合は、取りあえず広いスペースに誘導 ○避難所を開設した旨、災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡する
6. 避難者のスペースを指定	○既にいる避難者を指定のスペースへ誘導
7. 避難者名簿の作成	○避難者カードを家族単位に配布して記入してもらい、避難者名簿を作成する
8. 地区民の安否確認	○地区民の安否や災害時要援護者の所在を確認する
9. 食料・生活必需品等の請求、受領、配給	○指定避難所が開設されている場合は指定避難所に、指定避難所が開設されていない場合には、災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡する
10. 避難者で負傷者や病人等がいらないかの確認	○状況に応じて救急車の手配や医療機関への受入れ要請をする
11. 避難所の運営状報告	○災害対策本部又は現地災害対策本部に、毎朝10時までに避難所の運営状況を報告する ○報告事項 ①避難者の人数 ②避難者の健康状態等 ③燃料、救援物資等の請求事項 ④その他、特記事項
12. 避難所運営日誌の作成	○避難所の運営状況報告に沿った内容で日誌を作成する
13. 運営委員会の開催	○必要に応じて運営委員会を開催する ○避難所の閉鎖を決定
14. 避難所の閉鎖と施錠	○避難所を閉鎖した旨、災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡する ○避難者で住居を喪失した市民等については市の指示を仰いで指定避難所に誘導する

(6) 一時避難所の運営で配慮する点

- ア 災害時要援護者の健康状態等については十分に留意するとともに、避難所生活が困難な場合は、福祉避難所への誘導について災害対策本部と協議する。
- イ 避難所の運営は自主防災組織等を中心に、地域団体や避難者、女性等も積極的に参画する。
- ウ 女性専用の更衣スペースや授乳スペースの配置、女性用品の女性による配布等、女性に配慮した運営に努める。

第3 市民の役割（震災対策編・風水害等災害対策編）

防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの生命は自ら守る」ということを普段から心掛け、非常食の備蓄等により、「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取り組みにより防災に寄与するように努めなければならない」ことが災害対策基本法第7条第2項（住民等の責務）に規定されています。

市民が、災害による被害の軽減や拡大防止を図るために、平常時から実施する活動及び地震発生時に実施する活動の主な例は次のとおりです。

1 地震に対する備え

(1) 被害の軽減を図るために

地震被害の大きさは市民の心構えや備えによって大きく異なるため、市民は被害の軽減や最小化につながるよう、普段から家屋等の耐震化・家具の転倒防止対策、家族内の連絡体制の確保や非常持ち出し用品の確認などを行う。

また、地域での自主防災組織の活動やボランティア活動に積極的に参加し、災害に関する正しい知識や過去の災害事例等の防災知識の習得に努める。

(2) 家庭での食料や飲料水等の備蓄

市民は、防災の基本である「自らの生命は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄する。

また、家族構成を考慮して、避難するときには持ち出す最低限の生活用品等についても併せて準備しておく。

市は、市民が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発する。

2 平常時から実施する活動の主な例

- ① 家庭で3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ② 防災に関する知識の習得
- ③ 地域固有の災害特性の理解と認識
- ④ 各種防災訓練・防災講習会への積極的な参加
- ⑤ 自主防災組織への積極的な参加
- ⑥ 家屋等の耐震化の促進と家具等の転倒・落下防止対策の実施
- ⑦ 危険ブロック塀の改修
- ⑧ 火気使用器具の安全点検と消火器の備え・住宅用火災警報機の設置
- ⑨ 避難所・避難場所と避難経路の確認
- ⑩ 非常持ち出し品の備え
- ⑪ 災害時における家族の連絡方法の確認
- ⑫ 自家用車等の燃料は日ごろから半分以上にしておく

3 地震発生時に実施する活動の主な例

- ① 身の安全を図り揺れがおさまるまで様子を見る
- ② 火の元の確認と出火した場合は初期消火の実施
- ③ ラジオ等から正確な情報を得る
- ④ 家族の安全確認と近隣の安否確認
- ⑤ 避難の前にはブレーカーを切りガスの元栓を閉める
- ⑥ 適切な避難の実施
- ⑦ 組織的な応急復旧活動への参加と協力

4 風水害に対する日ごろからの備えの主な例

- ① 家庭で3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ② 防災に関する知識の習得
- ③ 地域固有の災害特性の理解と認識
- ④ 家屋の屋根・雨どい・外壁等の点検と破損箇所がある場合は修繕
- ⑤ 危険ブロック塀の改修
- ⑥ 側溝内のゴミや土砂を取り除き水はけを良くしておく
- ⑦ 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオを備えておく
- ⑧ 洪水のときの避難所・避難場所と避難経路の確認
- ⑨ 非常持ち出し品の備え
- ⑩ 家族の連絡方法の確認

5 台風・豪雨が近づいてきたときの対処の主な例

- ① テレビやラジオ等で気象情報の確認
- ② 鉢植えや物干し竿等の固定
- ③ 浸水のおそれがあるときは土のうの準備や家財道具等を高所へ移動させる
- ④ 外出は控える
- ⑤ 非常持ち出し品を準備し、いつでも避難できるようにしておく

6 浸水や洪水により災害発生の危険が迫ってきたとき

- ① 市からの避難勧告又は避難指示が出たときは、すぐに避難する
- ② 避難の前にはブレーカーを切りガスの元栓を閉める
- ③ 避難する際は家族全員で隣近所と協力して避難する
- ④ 服装は活動しやすく保温性と防水効果があるものにする
- ⑤ 側溝や用水路に落ちないように長い棒等を杖がわりにして安全を確認しながら歩く
- ⑥ 河川のはん濫等により避難所までの移動が危険な状態になった場合は、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の2階以上へ緊急的に避難し消防隊の救援を待つ
 - ・浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険
 - ・流速が早い場合は、浸水深が20cm程度でも歩行ができなくなる

7 土砂災害への備え

「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」といった土砂災害の前兆現象を確認した市民等は、速やかに市又は消防署、警察署に通報するとともに地域住民等にも知らせてください。さらに、市の「避難勧告」等を待たずに自主的に避難してください。

○土砂災害の主な前兆現象

<がけ崩れ>

- ① がけにひび割れができる
- ② 小石がパラパラと落ちてくる
- ③ がけから水が湧き出る
- ④ 湧き水が止まったり濁ったりする
- ⑤ 地鳴りがする

<地すべり>

- ① 地面がひび割れたり陥没したりする
- ② がけや斜面から水が噴き出す
- ③ 井戸や沢の水が濁る
- ④ 地鳴り・山鳴りがする
- ⑤ 樹木が傾く
- ⑥ 亀裂や段差が発生する

<土石流>

- ① 山鳴りがする
- ② 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める
- ③ 腐った土の匂いがする
- ④ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- ⑤ 立木がさける音や石がぶつかり合う音が聞こえる

8 竜巻注意情報の効果的な利用

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる。一方、この情報は比較的広い範囲（概ね一つの県）を対象に発表されるので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず周囲の空の状況に注意を払い、さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。〈気象庁 | 竜巻注意情報の解説より〉

なお、竜巻注意情報は県単位で発表され、この情報の有効期間は発表から1時間です。

○積乱雲が近づく兆候

- ① 真っ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる
- ② 雷鳴が聞こえたり雷光が見えたりする
- ③ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ④ 大粒の雨や「ひょう」が降り出す